



医療機関各位

2024 年 7 月 吉日

アボットジャパン合同会社
ダイアベティスケア事業部
〒108-6305
東京都港区三田3-5-27
住友不動産三田ツインビル西館

「FreeStyleリブレ」「FreeStyleリブレPro」販売終了のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より弊社ならびに弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、下記品目につきましては、甚だ勝手ながら弊社在庫品の出荷終了をもって販売を終了いたしたく、謹んでご案内申し上げます。

ご愛用いただいております先生方、医療関係者におかれましては多大なるご不便をおかけし誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

発売以来、お役立ていただき厚く御礼申し上げます。弊社製品につきまして今後ともご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

【販売終了包装】

製品名	製品番号	JAN コード	*最終出荷時期
FreeStyle リブレ Pro Reader	71608-01	4987439084220	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ Pro センサー	75165-01	4987439084237	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ Reader	71543-01	4987439083445	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ Reader パック	71543-11	4987439087535	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ 6 センサーパック 60	71533-35	4987439091518	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ 6 センサー スターターパック 60	71533-36	4987439091525	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ 2 センサーパック	71533-71	4987439091495	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ 2 センサー スターターパック	71533-72	4987439091501	2024 年 12 月末
FreeStyle リブレ センサー	71533-01	4987439083438	2025 年 3 月末

*最終出荷時期は在庫状況により、多少前後する可能性がありますことご了承いただきますようお願い申し上げます。

販売名:FreeStyleリブレPro 承認番号:22800BZX00227000 /販売名:FreeStyleリブレ 承認番号:22800BZX00212000

【FreeStyleリブレ後継製品およびFreeStyleリブレPro代替製品】

製品名	製品番号	JAN コード	希望価格(税抜)
FreeStyle リブレ 2 Reader	71955-01	4987439092935	7,089 円
FreeStyle リブレ 2 センサー	71998-01	4987439092928	6,800 円

お問い合わせ窓口

お客様相談窓口 0120-37-8055

ADC-93748



医療機関各位

2024 年 7 月 吉日

アボットジャパン合同会社
ダイアベティスケア事業部
〒108-6305
東京都港区三田3-5-27
住友不動産三田ツインビル西館

「FreeStyleリブレ 2」について

「FreeStyleリブレ」の後継製品および「FreeStyleリブレPro」の代替製品である「FreeStyleリブレ 2」は、「FreeStyleリブレ Link(アプリ)」または「FreeStyleリブレ 2 Reader」を使用して、「FreeStyleリブレ 2 センサー」よりグルコース値を受信し、表示することができる持続グルコースモニタリングシステムになります。一分毎にグルコース値をリアルタイム*に測定でき、選択式アラート機能を備えています。*FreeStyleリブレLinkアプリ使用時のみ
「FreeStyleリブレ 2」の詳細情報につきましては、医療従事者向けWebサイト「myfreestyle.jp」をご覧ください。



「FreeStyleリブレ 2」の保険償還

1型、2型糖尿病問わずインスリン療法を行う全ての方に対してC150-7「間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの」を適用いただけます。その他区分は内容をご確認のうえ、目的に応じてご使用ください。

【在宅医療】

C150 血糖自己測定器加算

1. 月20回以上測定する場合	350点
2. 月30回以上測定する場合	465点
3. 月40回以上測定する場合	580点
4. 月60回以上測定する場合	830点
5. 月90回以上測定する場合	1,170点
6. 月120回以上測定する場合	1,490点
7. 間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの	1,250点

7.間歇スキャン式持続血糖測定器によるものについて

注) インスリン製剤の自己注射を1日1回以上行っている入院中の患者以外の患者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回限り、第1款の所定点数に加算する。

留意事項

- ・糖尿病の治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師又は当該専門の医師の指導の下で糖尿病の治療を実施する医師が、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用して血糖管理を行った場合に算定する。
- ・間歇スキャン式持続血糖測定器以外の血糖自己測定については所定点数に含まれ、別に算定できない。
- ・注の場合を除き、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用する場合には、間歇スキャン式持続血糖測定器以外の血糖自己測定をした回数を基準に算定する。

【特定保険医療材料】

158 皮下グルコース測定用電極

特定保険医療材料価格	6,340円
------------	--------

関連技術料【検査】

D231-2 皮下連続式グルコース測定(一連につき)

保険点数	700点
注	1. 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 2. 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回限り算定する。
施設基準	(1) 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。 (2) 持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

第3 関係法令等【省令・告示】(それらに関連する通知・事務連絡を含む。)

- (2) 1 診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第57号)別表第一(医科点数表)P156-157,187
- (2) 2 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)(令和6年3月5日保医発0305第4号)P290
- (4) 2 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)(令和6年3月5日保医発0305第6号)P132
- (6) 1 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第61号)P29

お問い合わせ窓口

お客様相談窓口 0120-37-8055

ADC-93748